

令和3年1月12日

保護者各位

岡崎市立羽根小学校
校長 小田 哲也

「インフルエンザによる出席停止」に関する提出書類の変更について（通知）

新春の候、日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

これまでお子様がインフルエンザに感染した場合、登校を再開する際には、医師に「診断及び登校（通園）許可証明書」を記入していただく必要がありました。これについて岡崎市教育委員会の通知により市内小中学校では今後、医師による「診断及び登校（通園）許可証明書」は不要となり、それに代えて**保護者の方が、別紙「インフルエンザ経過報告書」を記入し、**学校に提出していただくことになりました。

つきましては、お子様がインフルエンザと診断されたら、保護者の方には下記についてお願いいたします。

記

- 1 医療機関から交付される「インフルエンザ経過報告書」について
 - ・医療機関から「インフルエンザ経過報告書」の用紙が交付されます。
 - ・医療機関から「インフルエンザ経過報告書」が交付されない場合は、別紙2を使用するか、学校に御連絡ください。
- 2 保護者による「インフルエンザ経過報告書」の記載内容について
 - ・「インフルエンザ経過報告書」には、報告書裏面の記入例を参考に、保護者の方で必要事項を記載してください。
 - ・インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。
 - ※解熱した後2日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登校することはできません。
 - ※登校の再開にあたり診察が必要かどうかについては、医師の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザ治ゆ後の再登校について
 - ・インフルエンザが治り登校を再開する際に、必要事項を記入していただいた「インフルエンザ経過報告書」を学校に**必ず提出してください。**
 - ・インフルエンザにより欠席した場合は、法令の規定により出席停止となります。

（連絡先：岡崎市立羽根小学校 養護教諭 塩原美香 電話 51-1795）